

○国立大学法人香川大学情報戦略室規程

令和3年5月1日

改正 令和3年10月1日 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人香川大学組織規則第11条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人香川大学情報戦略室（以下「情報戦略室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 情報戦略室は、国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）における情報戦略の策定・推進を目的とする。

(業務)

第3条 情報戦略室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報化・DX・情報セキュリティの戦略に関すること。
- (2) 情報化・DX・情報セキュリティの企画・立案に関すること。
- (3) データガバナンスに関すること。
- (4) その他本学、地域の情報化の推進に関すること。

(室員)

第4条 情報戦略室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
- (2) 学長が指名する副理事
- (3) 情報戦略室担当教員
- (4) その他必要な教職員

2 情報戦略室に副室長を置くことができる。

(室長)

第5条 室長の任命は、理事又は副学長の中から、学長が行う。

2 室長は、情報戦略室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 副室長の任命は、第4条第1項第2号から第4号に掲げる室員の中から、室長の推薦に基づき、学長が行う。

(担当教員)

第7条 情報戦略室担当教員の任命は、本学専任教員等の中から室長の申し出に基づき、

学長が行う。

(会議)

第8条 情報戦略室の運営に関し必要な事項を審議するため、情報戦略室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 学長が指名する理事又は副学長
- (3) 学長が指名する副理事
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 前項第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第2項第2号から第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 会議に議長を置き第8条第2項第1号の室長をもって充てる。

2 議長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第10条 情報戦略室は、必要があるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して必要な事項は、情報戦略室が別に定める。

(事務)

第11条 情報戦略室及び会議に関する事務は、情報部において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 第8条第3項の規定にかかわらず、本規程施行後、最初の委員の任期は、学長の任期の末日までとする。

附 則（令和3年10月1日）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

